

## 経過的特別支給金の支給について(修正案)

- 労災保険の社会復帰促進事業（福祉事業に相当）で実施されている特別支給金のうち特別年金及び特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して賞与の一定割合を支給している。  
これに対し、平成 22 年 1 月前の船員保険では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額等の 8 % を第 2 種特別支給金として支給していた。  
したがって、賞与が支払われない者については、従前水準を下回っている実態がある。
- 平成 22 年 1 月前の船員保険の福祉事業のうち労災保険や雇用保険の枠組みで実施できるものは当該制度で対応するという基本的な整理が行われており、また、制度全体をみれば給付水準が改善された者もあり全体水準が低下しているとは言えないが、激変緩和を図るという観点から、以下のとおり経過的特別支給金を支給することとする。

## 対象期間

平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに労災年金等の支給事由が発生したもの。  
その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討する。

## 対象者

労災保険法の規定による年金（障害・遺族）や一時金（障害・遺族）を受ける者。

ただし、

- 災害発生前 1 年間に於いて賞与が支給されている者
- 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が 1 等級以上高くなる者については、支給しない。

## 支給額

経過的特別支給金は、次の金額を一時金として支給する。

労災保険の年金受給者 …… 年金額（法定給付）× 8 % × 5 年分<sup>(注)</sup>

労災保険の一時金受給者 …… 一時金額（法定給付）× 8 %

(注)障害(遺族)年金差額一時金（年金受給者が早期に失権した場合に一定額を支給するもの）の補償年数の平均的水準

- ・ 障害年金〔1級〕4.6年～〔7級〕5.7年
- ・ 遺族年金〔子無〕6.5年、〔子1人〕5.5年、〔子2人〕3.4年

	特別給与（賞与）が支給されているケース	特別給与（賞与）が支給されていないケース
旧船員保険	<p>第一種特別支給金 (障害程度等に応じた定額の一時金)</p> <p>法定給付 (標準報酬月額 × 支給月数)</p> <p>第二種特別支給金 (法定給付の8%)</p>	<p>第一種特別支給金 (障害程度等に応じた定額の一時金)</p> <p>法定給付 (標準報酬月額 × 支給月数)</p> <p>第二種特別支給金 (法定給付の8%)</p>
労災保険	<p>特別支給金 (障害程度等に応じた定額の一時金)</p> <p>法定給付 (給付基礎日額 × 支給日数)</p> <p>特別年金又は特別一時金  <small>災害発生前1年間に労働者に対して支払われた特別給与の総額を365で除して得た額(ただし、その額が給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%を超える場合は20%に相当する額)を障害程度等に応じた支給日数に乗じた額</small></p>	<p>特別支給金 (障害程度等に応じた定額の一時金)</p> <p>法定給付 (給付基礎日額 × 支給日数)</p> <p>労災保険の特別年金及び特別一時金については、特別給与（賞与）が支給されていない場合には支給されない。</p>

## 労災保険の年金受給者に対する経過的特別支給金を一時金化して支給する理由及び支給水準の考え方

### 1 一時金化して支給する理由

年金として支給する場合には、次のような問題が発生するためである。

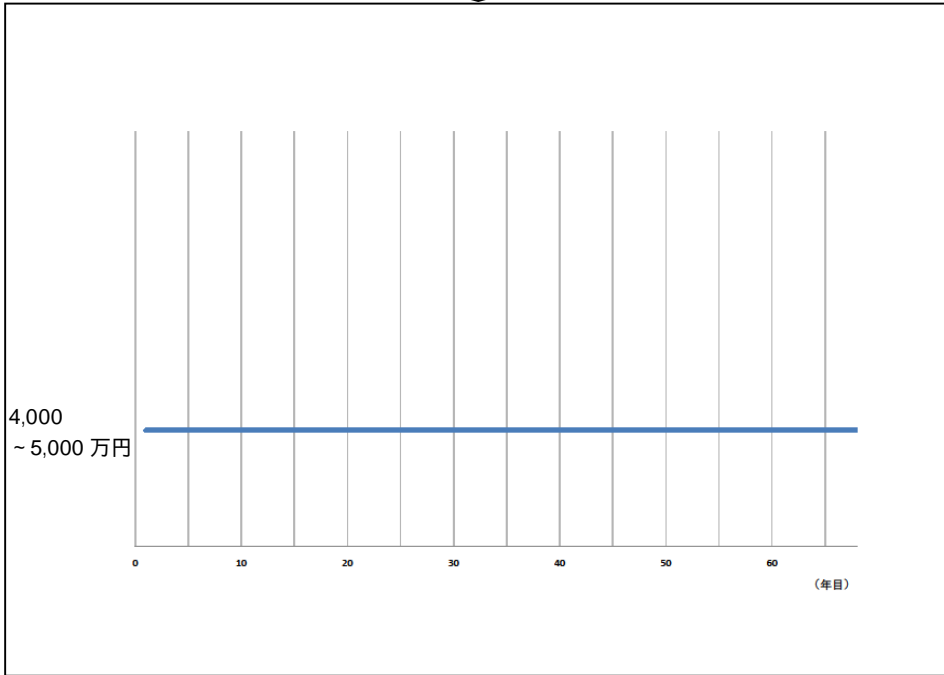
- (1) 長期にわたる記録管理が必要となるなど事務処理が複雑化し、振込手数料等の事務処理コストも増大すること。
- (2) 平均受給期間など将来の財政負担の正確な見通しが困難であるため、財政運営の不安定化の要因となること。

### 2 支給水準の考え方

- (1) 年金支給総額と同一水準を一時金として支給する場合の平均的な額は、年金額の5年分を相当程度上回ると見込まれる。
- (2) 一時金の水準を年金額の5年分として提案しているのは、今回の給付の趣旨が、制度改革に伴う激変緩和を図るという観点からのものであり、障害年金や遺族年金の受給期間の最低保障水準となっている障害（遺族年金）差額一時金の補償年数を参考にしたものである。

# 財政影響イメージ図

労災保険の年金受給者に対して経過的特別支給金を一時金として支給した場合



労災保険の年金受給者に対して経過的特別支給金を年金として支給した場合

